

個人事業者の皆さんへお知らせ

お知らせ(その1)

売上高が 1,000 万円を超えたら

速やかに「課税事業者の届出書」を提出してください。

平成 15 年分の売上高が 1,000 万円を超えている方は、平成 18 年 3 月末までに平成 17 年分の消費税の確定申告が必要です。この場合、平成 17 年分の売上高が 1,000 万円を超えていなくても、消費税の確定申告が必要となります。

「届出はお済みですか！」

「課税事業者の届出書」や「消費税簡易課税制度選択届出書」などの必要な手続きを行っていただきますようお願いいたします。

お知らせ(その2)

「消費税の簡易課税制度」をご存じですか？

消費税の納付税額の計算方法には、「一般課税」と「簡易課税」の二つの計算方法があります。

お知らせ(その3)

「二つの計算方法」とは？

「一般課税」の方は…

一般課税により申告される方は、課税仕入れなどの事実を記載した帳簿と請求書などの両方を保存する必要があり、その帳簿などを基にして、仕入税額を控除することができます。

「簡易課税」の方は…

簡易課税により申告される方は、「みなし仕入率」が適用され、業種に応じた率の仕入税額を控除することができます。

お知らせ(その4)

「消費税の簡易課税制度」を選択するには？

簡易課税制度を選択される方は、その適用しようとする前年の 12 月末までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出しなければなりません。

なお、平成 17 年に新たに課税事業者となった方は、平成 17 年 12 月末までに届出書を提出すれば、平成 17 年分から簡易課税制度が適用されます。

～ ご注意 ～

簡易課税制度が選択できる方は、前々年の課税売上高が 5,000 万円以下の方です。

なお、簡易課税制度を選択された方は 2 年以上継続した後でなければ、選択をやめることはできません(誤って簡易課税制度を選択された方は、平成 17 年 12 月末までに税務署にご相談ください。)

お知らせ(その5)

消費税の確定申告や簡易課税制度についてお分かりにならない点は、国税庁ホームページをご覧ください。か、税務相談室または税務署までご相談ください。

【国税庁ホームページアドレス
<http://www.nta.go.jp/>】

税務相談室大垣分室 (Tel.0584-75-4103)
大垣税務署 (Tel.0584-78-4101)

「納税は、安全・便利な振替納税を

ご利用ください。」